

**令和 8 年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した
地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、令和 8 年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 事業名

令和 8 年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月末日まで

(4) 提案上限金額

金 29,700,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、大月町契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人又は団体であること。

(2) 日本国内において、本業務と同種又は類似する業務の実績を 1 件以上有すること。

(3) 町が必要と認める場合は、参加資格を確認するための書類を提出できること。

(4) 公共団体から競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法、民事再生法又は破産法に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3 スケジュール

①募集開始（公告）	令和8年6月12日
②質問書の提出期限	令和8年6月18日まで
③質問に対する回答	令和8年6月22日まで
④参加申込書の受付期限	令和8年6月24日まで
⑤企画提案書等の提出期限	令和8年6月30日まで
⑥プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年7月6日（予定）
⑦審査結果の通知	令和8年7月中旬（予定）
⑧契約の締結	令和8年7月中旬（予定）

4 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問票（様式3）により電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名には、提案事業者名を必ず記載して送信すること。

(2) 提出期限

令和8年6月18日 17時まで

(3) 提出先

「12 書類提出及び問い合わせ先」とする。

(4) 回答の期限及び方法

提案事業者からの質問に対する回答については、質問者を伏せた形で、本町ホームページ等において回答を行う。ただし、質問の内容によっては、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合や、本プロポーザルに関連しないものには回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の修正事項又は補足事項とみなして取り扱う。

5 参加申し込み

本業務にかかる企画提案について参加を希望する者は、受付期間内に「12 書類提出及び問い合わせ先」に記載する提出先まで、電子メール、郵送（必着）又は持参にて下記の書類を提出するものとする。

電子メールで提出する場合は、件名を「【参加申込】令和8年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務（事業者名）」とし、送信後、電話により受信確認を行うこと。なお、電子メールにより提出する場合であっても、町が必要と認める場合は、原本の提出を求めることがある。

(1) 提出期限

令和8年6月24日 17時まで

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式 1） 正本 1 部
- ②会社概要書（様式 2、任意様式可） 正本 1 部
- ③参加要件を確認できる書類（必要に応じて町が求めるもの）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日 17 時まで

(2) 提出方法

電子メール、持参又は簡易書留による郵送とする。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

電子メールで提出する場合は、件名を「【企画提案書提出】令和 8 年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務（事業者名）」とし、「12 書類提出及び問い合わせ先」に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。なお、電子メールにより提出する場合であっても、町が必要と認める場合は、原本又は紙媒体の提出を求めることがある。

(3) 提出書類

- ①プロポーザル審査書類提出書（様式 4）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③同種・類似業務の実績確認書（様式 5、任意様式可）
- ④見積書（様式 6、内訳明細については A4 を用いた任意様式可）
 - (ア) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。
 - (イ) 本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。
 - (ウ) 見積金額の内訳書を添付すること。追加提案する業務を含め、業務遂行に必要なとなるすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書には回数・単価等が分かるように記載すること。
- ⑤誓約書（様式 7）
- ⑥配置予定責任者の資格、経歴、手持ち業務等の状況（任意様式）

(4) 提出部数

持参又は郵送により提出する場合は、①～⑥の書類を 1 つに綴じ、6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。

電子メールにより提出する場合は、①～⑥の書類を PDF 形式等により提出すること。ただし、見積書、誓約書その他押印を要する書類については、押印済み書類を PDF 化して提出すること。なお、町が必要と認める場合は、後日、原本又は紙媒体の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書に示す内容

企画提案書には、以下の内容を示すこと。

- ①業務の実施方針・実施スケジュール
- ②大月町の地域特性、人口動態、交通課題、地域資源を踏まえた本業務の理解
- ③地域公共交通の現状、担い手、利用ニーズ、観光移動等の調査・分析方法
- ④人材育成・機運醸成に向けた勉強会、先進事例調査、関係者対話等の実施方法
- ⑤道の駅、商工会、観光協会、地域交通事業者、庁内関係課等が参加する協議会又は意見交換の場の形成・運営方法
- ⑥成果整理、可視化、次年度以降の継続的な検討につなげる方法
- ⑦実施体制、配置予定責任者、役割分担、工程管理方法
- ⑧仕様書の業務以外で本業務の目的達成に有効な独自提案等

(6) 留意事項

- ①企画提案書については、用紙下部にページ番号を付すこと。
- ②正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないよう留意すること。
- ③企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ④提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本町の判断で補足資料の提出を求めることがある。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年7月6日（予定）

(2) 実施場所

大月町役場内会議室予定

(3) 実施時間

1者あたり30分程度（提案説明20分、質疑10分）とする。

(4) 出席者

1者につき2名までとする。

(5) その他

①参加者が1者の場合は、プレゼンテーションを行わず、提出書類による審査のみとする場合がある。

②参加者が多数の場合は、実施時間の短縮又は書類審査により事前にプレゼンテーションに参加できる者を選定する場合がある。

③プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

④開催の有無、日時、場所等の詳細については、別途通知する。

⑤プレゼンテーション前に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式8）を提出するものとする。

8 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査

別に定める「令和8年度高知県大月町交通・食・空き家・人材を統合した地域モビリティ人材・組織育成事業支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領」の規定に基づき、企画提案書等の内容を総合的に採点し、その合計点数が最も高い者を優先交渉権者（最優秀提案者）として選定する。

(2) 審査結果の通知と公表

審査終了後、速やかに全参加者に対し、審査結果を通知する。また、必要に応じて町公式ホームページ等により公表する。

9 契約の締結

(1) プロポーザルの優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された事業者は、特記仕様書及び企画提案書等の内容を基本に町と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。

(2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。

(3) 上記(1)及び(2)により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。

(4) 辞退その他の理由で契約ができなくなった場合については、次順位者と契約の交渉を行うことができる。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合

(3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合

(4) 参考見積額が提案上限額を超えている場合

(5) 上記(1)～(4)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、町長が失格とすることが適当であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出した書類の修正又は変更は一切認めないものとする。
- (4) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、原則として町に帰属するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から有する権利及びオープンデータ等の外部資料に係る権利については、この限りではない。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 本要領に示した書類のほか町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

12 書類提出及び問い合わせ先

大月町役場 まちづくり推進課 企画政策係
〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230
TEL 0880-43-1181 (直通)
FAX 0880-73-1380
メールアドレス kikaku@town.otsuki.lg.jp